

クラブ創部支援事業要項

一般社団法人富山県ソフトボール協会

趣 旨	一般社団法人富山県ソフトボール協会（以下「当協会」という。）が富山県内における小学生又は中学生を対象としたソフトボール競技を通じた青少年の育成及び交流の場を創出するために、ソフトボールクラブ（以下「クラブ」という。）の設立に向けた準備、創部を行う団体に対し、クラブ創部支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。
支援対象団体	支援金の支給を受けることができる団体（以下「対象団体」という。）は、県内に居住する選手、指導者で構成する団体とする。
対象要件	クラブは、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) ソフトボール競技を行うことが目的であること。 (2) 地域の小学生又は中学生の誰もが参加できること。 (3) 創部後は、公益財団法人日本ソフトボール協会及び一般社団法人富山県ソフトボール協会に登録し、両協会が主催する競技大会、講習会等に参加するなどの、継続的な活動を行うこと。 (4) 公認指導者資格を有する者を配置すること。
対象事業等	支払いの対象となる事業は、クラブが設立される日（当該クラブの設立総会の開催日をいう。）以後、当協会にチーム登録を最初に行った年度（1月1日から12月31日）の事業、及び次年度のクラブ継続事業とする。 なお、対象となる事業は次のとおりとする。 (1) 設立準備委員会、設立総会等の開催 (2) 競技大会、講習会等に必要な用具の購入等 (3) その他クラブ創部に必要な活動（地域等への広報、選手獲得のためのイベントの開催等）
対象経費及び金額	支援金支給の対象となる経費及び期間は当協会が定める規定等に準じ、また、支援金の額は次のとおりとする。 (1) 初年度 100,000円 (2) 次年度（2回目） 50,000円
対象期間	1 対象団体当たり当初登録より2年間とする。
支給申請	支援金支給の申請をしようとする者（以下「支給申請者」）は、クラブ創部支援金支給申請書（様式1）に加え、下記を当協会会長に申請しなければならない。 (1) チーム登録用紙の写し (2) 事業報告書、収支決算書（2回目の申請の場合） (3) 必要と認める書類

申請の承認、通知及び支給
当協会は、支給申請があったときは申請内容を審査し、それが適当と認めるときは、申請を承認し申請者に通知するものとする。なお、支援金支給の決定の通知後、申請者が指定する預金口座に支給するものとする。

承認の取り消し及び支援金の返還
当協会は、次の項目のいずれかに該当する場合は、支給申請者に対し申請承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 支援金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。
- (3) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他当協会が不相当と認めたとき。

支給申請者は、支援金を受け取った後、前項により申請承認の決定を取り消された場合は、支給した支援金を返還しなければならない。

その他
当要項の施行前であっても、申請があれば受理し審査する。

令和5年1月28日から施行する。